

議案第17号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年かすみがうら市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

(かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年かすみがうら市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。